

持続可能な観光地形成の要件と 温泉観光地の土地利用マネジメントに関する研究

大分大学大学院 工学専攻 福祉環境工学建築建築学コース

建築・都市計画研究室

22E5017 横田彩夏

1.研究の背景と目的

近年、「**オーバーツーリズム**」が世界各地の観光地で課題となり、対策が検討されてきた¹⁾
観光地の人流管理は重要な課題として指摘されている²⁾

持続可能な観光地マネジメントの促進を目的とした指標

国連加盟国：GSTC Destination Criteria (2013年策定,2019年改訂)

日本：日本版持続可能な観光ガイドライン(以下,JSTS-D) (2020年策定)

書籍 阿部ら³⁾

複数のオーバーツーリズム発生都市での対策から、
包括的な観光地マネジメントの手法を検討
居住環境と観光活動の両立のため、**土地利用の規制と誘導が不可欠**としている

他方,大分県別府市は,住民が組合で運営する共同温泉を観光客も利用するなど,
住民生活と観光が共存する国内有数の温泉観光地

持続可能な観光に向けた動きは,
観光産業の経済の活性化に関する計画の1つのみに留まっている

目的 (1) 持続可能な観光に向けた事例から,土地利用マネジメントの要件
(2) 別府市の持続可能な観光に向けた取組の動向

(1)(2)を明らかにすることによって,別府市の土地利用規制のあり方を検討する

1)UNWTO 「‘Overtourism’? – Understanding and Managing Urban Tourism Growth beyond Perceptions(Executive Summary)」,2018年,p.4

2) UNWTO 「World Tourism Barometer Volume 21 Issue3」 2023年9月19日

3)阿部大輔,石本東生,江口久美,岡村祐,西川亮,沼田壮人,後藤健太郎
「ポスト・オーバーツーリズム 界限を再生する観光戦略」,学芸出版社,2020年12月

2.1 持続可能な観光に向けた取組の動向

対象事例

- ①GSTCの認証団体であるGreen Destinationsが2022年に選出した**Green Destinations Top 100 Stories list⁴⁾**(以下,GD Top 100)の事例 102件
 - ②UNWTOのレポート¹⁾にて紹介された**オーバーツーリズム発生都市**のうちインターネットと書籍で情報収集が可能であった事例 5件
 - ③複数の書籍³⁾⁵⁾にて**日本国内のオーバーツーリズム発生都市**とされる**京都市** 1件
- 計108件**

立地タイプによる対策の傾向の違いを明らかにするため、立地タイプと対策を講じた対象によって分類

表1 立地タイプの定義

立地タイプ	定義
単一目的地型	事例に示される観光地内で、観光客の分散が不可能、または、観光客の総量規制が一定程度可能な場所
地域観光型	事例に示される観光地内で、観光客の分散が可能、または、観光客の入場を制限できない場所

表2 対策を講じた対象の定義

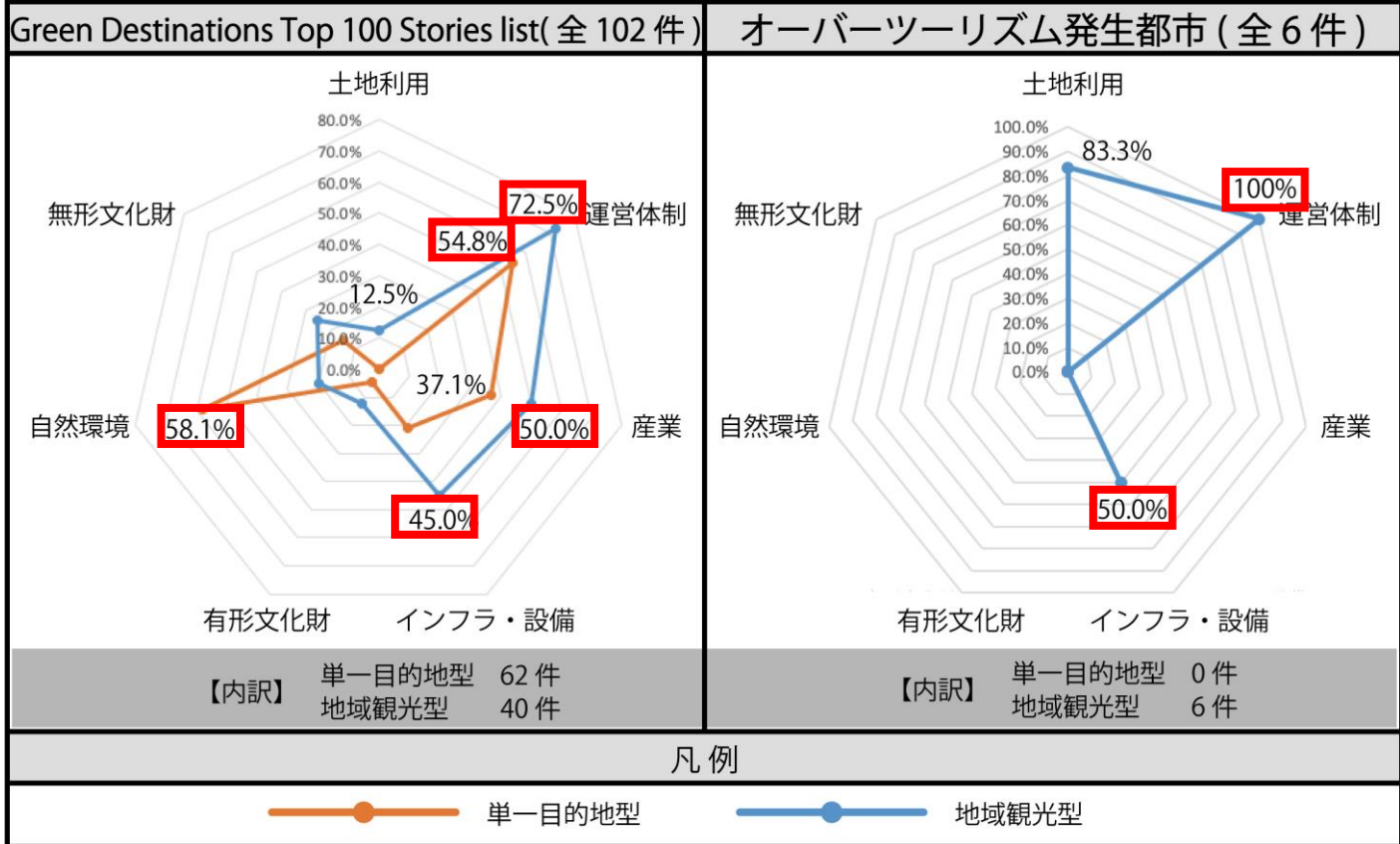
対策を講じた対象	定義
土地利用	土地の利用や開発行為に対して対策を講じる
運営体制	観光地の運営方針や体制に対策を講じる
産業	雇用や観光地の宣伝、資金などに対策を講じる
インフラ・設備	観光地のインフラや設備に対策を講じる
有形文化財	観光資源となる有形文化財に保全等の対策を講じる
無形文化財	観光資源となる無形文化財に保全等の対策を講じる
自然環境	観光資源となる自然やその周囲の環境へ対策を講じる

3)阿部大輔,石本東生,江口久美,岡村祐,西川亮,沼田壮人,後藤健太郎「ポスト・オーバーツーリズム 界限を再生する観光戦略」,学芸出版社,2020年12月

4)Green Destinations「2022 - Top 100 Destinations – Good Practice Stories」,
<https://www.greendestinations.org/wp-content/uploads/2023/10/2022-destinations-and-GPS.pdf>(最終閲覧日:2023年11月22日)

5)高坂晶子「オーバーツーリズム 観光に消費されないまちのつくり方」,学芸出版社,2020年3月

2.1 持続可能な観光に向けた取組の動向



運営体制

【取組内容例】
 DMOの設立
 管理体制の見直し

観光地の
**立地タイプに
 関係なく行われる**

図1 対象事例の立地タイプ別の対策の割合

単一目的地型(離島,中山間地域など)

自然環境を観光資源とする観光地が多く,半数以上の観光地で
「自然環境」 に対策を講じる傾向

地域観光型(市街地連坦型の観光地など)

「**インフラ・設備**」
 (バス路線の拡大など)
 「**産業**」(雇用機会の創出など)
 に対策を講じる傾向

2.2 土地利用に関する対策を講じた事例の詳細(規制策のみ)

表3 選定した事例の土地利用対策の詳細(一部抜粋)

観光地名	那須塩原市(日本)	バルセロナ(スペイン)
事例の出典元	Green Destinations TOP 100	オーバーツーリズム発生都市
I. 規制策のみ 土地利用対策の詳細	<p>自然公園での観光客のマナー違反, 駐車違反</p> <p>公園付近に駐車禁止区域を設定 混雑や路上駐車を解消を目的とした, 駐車に関する内容を含む「木の俣園地条例」を制定し, 公園付近に駐車禁止区域を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁忙期の駐車料金の徴収 ・清掃活動の実施 <p>など</p>	<p>宿泊施設の増加, ジェントリフィケーション, 観光客の集中</p> <p>エリアを分け, 観光に関連する店舗を制限</p> <p>人口密度や生業, 敷地形態等の特徴ごとに13区域に分割し, 観光に関連する店舗等を制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規ホテルの建設を禁止 ・宿泊施設の部屋数を限定 <p>など</p>
	公園駐車場や付近の警備強化が必要となる	違法民泊の増加
	<p>凡例</p> <p>対策が作用した課題</p> <p>土地利用対策による結果や他への影響</p> <p>規制策の概要 規制策に関連する対策や取組</p> <p>規制策の詳細</p> <p>誘導策の概要 誘導策に関連する対策や取組</p> <p>誘導策の詳細</p>	<p>エリアをレベル分けし, 宿泊施設の立地規制 宿泊施設の集中具合によって4つのエリアにレベル分けし, 宿泊施設の客室数, 新規ホテルの新規建設を規制, 民泊の立地を禁止(①の宿泊施設に関する規制に代わる規制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテルのランクに応じた宿泊税の徴収 ・新規開発及び大規模開発に際して床面積の30%以上を低廉住宅に充てることを義務化 <p>など</p>
		観光業界からの反発があり, いくつかの条項は法律違反だとして裁判に持ち込まれた

規制策は, 対策を講じた対象以外にも影響が出やすい

2.2 土地利用に関する対策を講じた事例の詳細(誘導策のみ)

表3 選定した事例の土地利用対策の詳細(一部抜粋)

観光地名	大洲市(日本)	京都市(日本)
事例の出典元	Green Destinations TOP 100	オーバーツーリズム発生都市
II. 誘導策のみ 土地利用対策の詳細	増加する空き家による城下町の景観悪化	観光客の集中, 宿泊施設の増加
	<p>空き家を改修, 宿泊施設に転用</p> <p>城下町内の約 20 戸の空き家を DMO が主導して改修し, 宿泊施設に転用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町家, 古民家の改修, 賃貸, 管理を専門に行う株式会社を設立 ・ 民都機構と地元金融機関が共同でまちづくりファンドを設立 ・ 国からの補助金申請 など 	<p>規制緩和によって 上質な宿泊施設を誘致</p> <p>特例を認めるための条件(客室最低面積設定, 付帯設備設置義務など)を設定し, 宿泊施設の立地が制限されている用途地域において, 特例的に開業を認めることで山麓や周辺部へ宿泊施設を誘導する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民泊に関する京都市 独自ルール^(※1) の設定 ・ 宿泊税の導入 ・ 一部地域で, 宿泊施設の計画段階にて, 地域住民への説明義務 ・ 宿泊施設のバリアフリー義務 など
	計 33 戸の空き家が解消し, 約 20 社の観光に関する事業者の参入に繋がった	十数件の高価格帯ホテルの建設, 改修が計画

旅館業法の簡易宿所営業の面積基準の緩和(2016), 住宅宿泊事業法の施行(2018)によって簡易宿所が急増(地価の上昇, 3年以内の廃業率が高い)
 →明確なエリア設定による対策には至っていない

取組に応じた専門家の参加や, 専門的な団体の設立が確認できた

※1 京都市は旅館業法上の簡易宿所と, 住宅宿泊事業法上の民泊に対し, 客室面積に下限値を設けるなど, 独自のルールを示した「京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」を制定している

2.2 土地利用に関する対策を講じた事例の詳細(規制策と誘導策)

表3 選定した事例の土地利用対策の詳細(一部抜粋)

III. 規制策 + 誘導策	観光地名	ベルリン(ドイツ)		
	事例の出典元	オーバーツーリズム発生都市		
土地利用対策の詳細	観光客の集中, 観光地の画一化, 宿泊施設の集中, 宿泊施設の低価格帯化			
	<p>モニタリングし, 必要に応じて規制策を発動</p> <p>家賃上限法によって, 家賃の上限設定, 値上げを5年間禁止 DMOが観光地化の影響を受けているエリアをモニタリングし, 行政が環境保護規定の対象事業者を拡大することで観光系施設の新設, 集中を防ぐ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民泊施設へホテルと同等の義務の付与 ・賃貸物件の又貸しの禁止 ・観光税の徴収 ・ジェントリフィケーションが起きている地区にて, 外資企業への不動産売買を禁止 など 	<p>ホテル事業者, 投資家への提言</p> <p>ホテルの立地分散化, 価格構造是正のため, 新たなホテル開発計画の作成と実施 投資家等への提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立地誘導のための税制措置 ・バリアフリーな施設コンセプトの優先 など

住民生活の質の保護と, 観光促進の両立を図る

事前に対策を検討し, そのためのモニタリングを実施

対象事例より

<土地利用マネジメントの要件>

- ・ 運営体制の見直しは必須であり, その際にモニタリングを行う体制を構築
- ・ 規制策を講じた対象以外への影響を考慮
- ・ 今後想定される課題に対しても, 事前に対策を検討

3.1 別府市の宿泊施設の立地傾向

京都市の簡易宿所が増加した課題は、全国の観光地でも起きうる課題

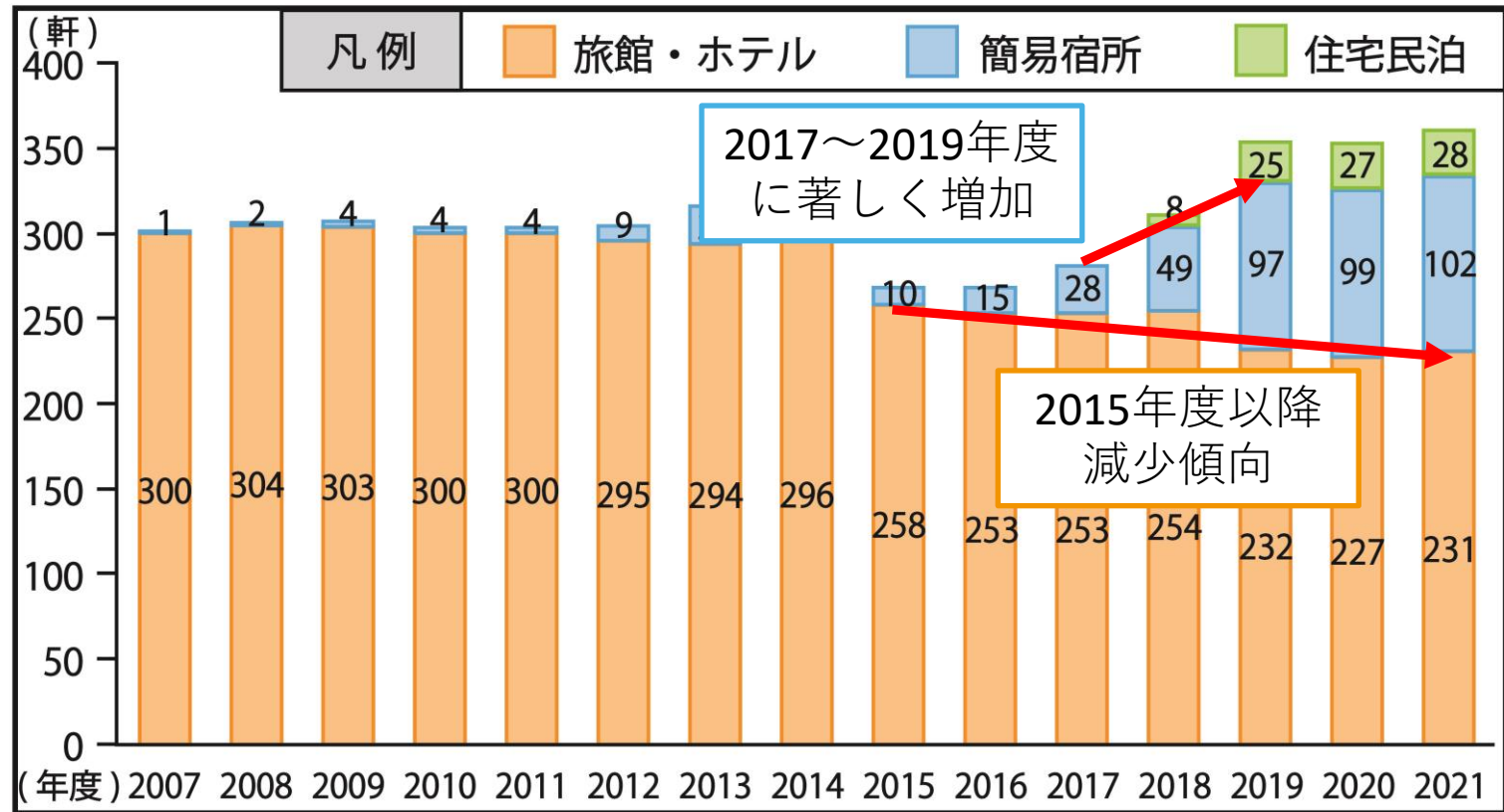


図2 別府市の宿泊施設数の推移

別府市でも、旅館業法における簡易宿所営業の基準緩和(2016)によって簡易宿所が急増

大分県別府市を対象に、宿泊施設の立地や課題を把握

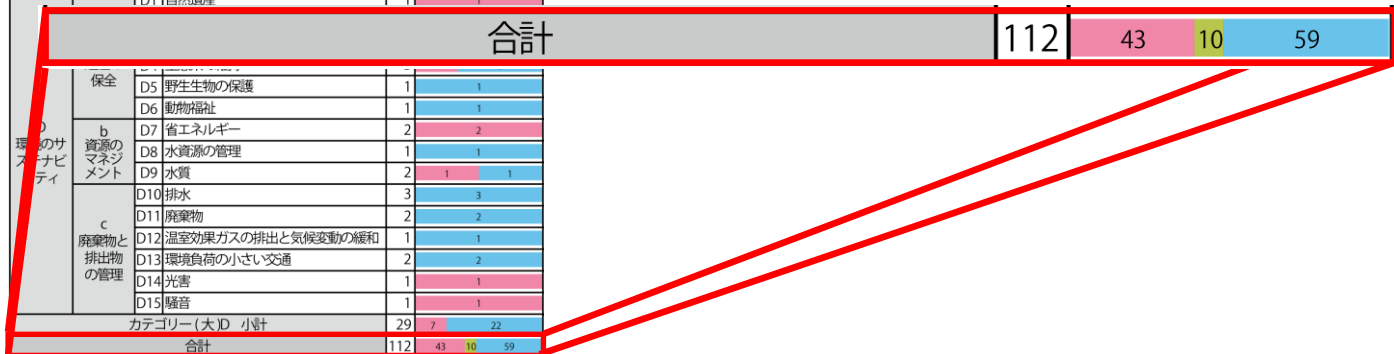
3.2 別府市の持続可能な観光に向けた取組の評価

表4 別府市のJSTS-Dの達成状況

GSTC-D		JSTS-D					
カテゴリー(大)	カテゴリー(小)	本文	項目数(件)	該当項目数(件)			
				達成	部分的に達成	未達成	
A 持続可能なマネジメント	a マネジメントの組織と枠組み	A1 デスティネーション・マネジメント(観光地経営)戦略と実行計画	5	1	1	3	
		A2 デスティネーション・マネジメント(観光地経営)の責任	3	1	1	1	
		A3 モニタリングと結果の公表	3	1	1	1	
		A4 観光による負担軽減のための財源	1	1	0	0	
	b ステークホルダーの参画	A5 事業者における持続可能な観光への理解促進	1	1	0	0	
		A6 住民参加と意見聴取	1	1	0	0	
		A7 住民意見の調査	3	1	1	2	
		A8 観光教育	1	1	0	0	
		A9 旅行者意見の調査	3	2	1	0	
		A10 プロモーションと情報	3	1	1	2	
	c 負荷と変化の管理	A11 旅行者の数と活動の管理	6	2	1	3	
		A12 計画に関する規制と開発管理	2	2	0	0	
		A13 適切な民泊運営	1	1	0	0	
		A14 気候変動への適応	2	2	0	0	
		A15 危機管理	5	4	1	0	
		A16 感染症対策	1	1	0	0	
カテゴリー(大)A 小計			41	19	4	18	
B 社会経済のサステナビリティ	a 地域経済への貢献枠組み	B1 観光による経済効果の測定	4	1	1	3	
		B2 ディーセント・ワークと雇用機会	2	2	0	0	
		B3 地域事業者の支援と公正な取引	1	1	0	0	
		B4 コミュニティへの支援	1	1	0	0	
	b 社会福祉と負荷	B5 排気や差別の禁止	1	1	0	0	
		B6 地権と使用権利	1	1	0	0	
		B7 安全と治安	6	3	1	3	
		B8 多様な受入環境整備	7	5	1	2	
カテゴリー(大)B 小計			23	11	4	8	
C 文化的サステナビリティ	a 文化遺産の保護	C1 文化遺産の保護	2	2	0	0	
		C2 有形文化遺産	1	1	0	0	
		C3 無形文化遺産	3	2	1	1	
		C4 地域住民のアクセス権	1	1	0	0	
		C5 知的財産	1	1	0	0	
	b 文化的場所への訪問	C6 文化遺産における旅行者の管理	5	5	0	0	
		C7 文化遺産における旅行者のふるまい	3	1	1	2	
		C8 観光資源の解説	3	1	1	2	
カテゴリー(大)C 小計			19	6	2	11	
D1 自然遺産			1	1	0	0	
合計			112	43	10	59	
D 環境のサステナビリティ	a 保全	D5 野生生物の保護	1	1	0	0	
		D6 動物福祉	1	1	0	0	
		D7 省エネルギー	2	2	0	0	
	b 資源のマネジメント	D8 水資源の管理	1	1	0	0	
		D9 水質	2	1	1	1	
		D10 排水	3	3	0	0	
		D11 廃棄物	2	2	0	0	
	c 廃棄物と排出物の管理	D12 温室効果ガスの排出と気候変動の緩和	1	1	0	0	
		D13 環境負荷の小さい交通	2	2	0	0	
		D14 光害	1	1	0	0	
		D15 騒音	1	1	0	0	
		カテゴリー(大)D 小計			29	7	1
	合計			112	43	10	59

別府市が策定した計画等を参照し、JSTS-Dに示される項目の達成状況を把握

項目の過半数が未達成



3.2 別府市の持続可能な観光に向けた取組の評価

表4 別府市のJSTS-Dの達成状況

GSTC-D		JSTS-D				
カテゴリー(大)	カテゴリー(小)	本文	項目数(件)	該当項目数(件)		
				達成	部分的に達成	未達成
A 持続可能なマネジメント	a マネジメントの組織と枠組み	A1 デスティネーション・マネジメント(観光地経営)戦略と実行計画	5	1	1	3
		A2 デスティネーション・マネジメント(観光地経営)の責任	3	1	1	1
		A3 モニタリングと結果の公表	3	1	1	1
		A4 観光による負担軽減のための財源	1	1	0	0
	b ステークホルダーの参画	A5 事業者における持続可能な観光への理解促進	1	1	0	0
		A6 住民参加と意見聴取	1	1	0	0
		A7 住民意見の調査	3	1	1	1
		A8 観光教育	1	1	0	0
		A9 旅行者意見の調査	3	2	1	0
		A10 プロモーションと情報	3	1	1	1
	c 負荷と変化の管理	A11 旅行者の数と活動の管理	6	2	1	3
		A12 計画に関する規制と開発管理	2	2	0	0
		A13 適切な民泊運営	1	1	0	0
		A14 気候変動への適応	2	2	0	0
		A15 危機管理	5	4	1	0
		A16 感染対応策	1	1	0	0
カテゴリー(大)A 小計			41	19	4	18
B 社会経済のサステナビリティ	a 地域経済への貢献枠組み	B1 観光による経済効果の測定	4	1	1	2
		B2 ディーセント・ワークと雇用機会	2	2	0	0
		B3 地域事業者の支援と公正な取引	1	1	0	0
		B4 コミュニティへの支援	1	1	0	0
	b 社会福祉と負荷	B5 抑圧や差別の禁止	1	1	0	0
		B6 地権と使用権利	1	1	0	0
		B7 安全と治安	6	3	1	2
		B8 多様な受入環境整備	7	5	1	1
カテゴリー(大)B 小計			23	11	4	8
C 文化的サステナビリティ	a 文化遺産の保護	C1 文化遺産の保護	2	2	0	0
		C2 有形文化遺産	1	1	0	0
		C3 無形文化遺産	3	2	1	0
		C4 地域住民のアクセス権	1	1	0	0
		C5 知的財産	1	1	0	0
	b 文化的場所への訪問	C6 文化遺産における旅行者の管理	5	5	0	0
		C7 文化遺産における旅行者のふるまい	3	1	1	1
		C8 観光資源の解説	3	1	1	1
カテゴリー(大)C 小計			19	6	2	11
D 環境のサステナビリティ	a 自然遺産の保全	D1 自然遺産	1	1	0	0
		D2 自然遺産における旅行者の管理	5	5	0	0
		D3 自然遺産における旅行者のふるまい	3	3	0	0
		D4 生態系の維持	3	1	1	1
		D5 野生生物の保護	1	1	0	0
		D6 動物福祉	1	1	0	0
	b 資源のマネジメント	D7 省エネルギー	2	2	0	0
		D8 水資源の管理	1	1	0	0
		D9 水質	2	1	1	0
	c 廃棄物と排出物の管理	D10 排水	3	3	0	0
		D11 廃棄物	2	2	0	0
		D12 温室効果ガス排出と気候変動の緩和	1	1	0	0
		D13 環境負荷の小さい交通	2	2	0	0
		D14 光害	1	1	0	0
		D15 騒音	1	1	0	0
カテゴリー(大)D 小計			29	7	10	12
合計			112	43	10	59

別府市が策定した計画等を参照し、JSTS-Dに示される項目の達成状況を把握

項目の過半数が未達成

一方で、別府市は温泉観光地であり、開発規制や温泉の調査を実施

JSTS-Dに、温泉資源の保全に該当する項目がない

地域の実情に合わせた詳細な規制や計画等が不足している可能性がある

持続可能な観光地を目指すため、JSTS-Dを達成することを第一段階とし、第二段階として、観光資源等に合わせた規制や対策が必要

3.2 別府市の持続可能な観光に向けた取組の評価

表5 都市再生計画の内容

観光施策に関わる計画や提言	地域再生計画
概要	持続可能な温泉観光都市への挑戦 宿泊・飲食サービス業の労働生産性の低さ,別府市の観光消費額,平均宿泊数,宿泊稼働指数の低さ,地域内経済循環の弱さを課題に挙げ,これらを改善すべく,4つのKPIとともに観光産業の稼ぐ力の向上を目指す
調査・分析	○ 限られた調査項目であるが統計に基づいた課題の導出がなされている
対象地域・範囲設定	○ 別府市全域
場所の特定	—
ビジョン・方針	○
ターゲットの設定	○ 課題分析に基づいた幅広いターゲットの設定
目標フレーム	—
到達目標(上・下限)	—
規制	—
環境や地域価値の維持を目的としたルール	—
促進・誘導	○ シンポジウム等での情報発信,市公式観光ウェブサイトのリニューアルなど
具体性・時期・予算	○
組織・調整	— △ 外部組織を産・官・学・労・住によって構成し,事業の結果の検証や見直しを行う
合意形成や意思決定の仕組み	
人材育成	—
凡例	○：達成 △：部分的に達成 —：未達成

第63回認定の地域再生計画⁶⁾は,別府市が策定した計画で唯一「持続可能な観光」を明言

概要
宿泊・飲食サービス業の労働生産性の低さ,別府市の観光消費額,平均宿泊数,宿泊稼働指数の低さ,地域内経済循環の弱さを課題に挙げ,これらを改善すべく,4つのKPIとともに観光産業の稼ぐ力の向上を目指す

課題：別府市の観光産業の稼ぐ力の低さ

「調査・分析」,「促進・誘導」に関する記述はある一方で,「**規制**」に関する記述がない

地域再生計画では
観光産業の促進のみが計画されている

6)別府市「地域再生計画 持続可能な温泉観光都市への挑戦」,2022年3月

4. 宿泊施設種別ごとの規制のあり方と区域設定

宿泊施設種別ごとの今後の規制のあり方について検討

表6 別府市における宿泊施設種別ごとの規制等の検討

	旅館・ホテル	簡易宿所	住宅民泊
施設数の増減	2011年度：300件 →2021年度：231件 (-69件)	2011年度：4件 →2021年度：102件 (+98件)	2018年度：8件 →2021年度：28件 (+20件)
立地規制の要否等	現時点では不要	現時点では不要	現時点では不要
立地誘導の要否等	現時点では不要	現時点では不要	住宅民泊誘導区域 を設定し、誘導が必要
モニタリングの実施	市街化区域全域のモニタリングが望ましいが 宿泊施設モニタリング重点区域 を設定し、モニタリングや対策を先行的に実施		
今後の課題	地域再生計画で課題とされた観光消費額の低さを改善するため、高価格帯のホテル・旅館が開業することが有用。そのため、このような宿泊施設の誘導策を検討	地域再生計画で課題とされた観光消費額の低さは簡易宿所の増加により悪化する可能性があるため、旅館・ホテルの開発誘導と連携した何らかの 制御策が必要	共同温泉近くに立地する場合、共同温泉の利用者増加につながる →共同温泉のカーネル密度が高く、地区人口の少ないエリアへ誘導

別府市では観光産業促進の動きがみられるが、それによる住環境等の悪化を懸念

4. 宿泊施設種別ごとの規制のあり方と区域設定

区域設定
の要件

用途地域, 宿泊施設のカーネル密度, 地区人口, 共同温泉のカーネル密度, 2015年度以降に開業した宿泊施設のカーネル密度, 町丁目

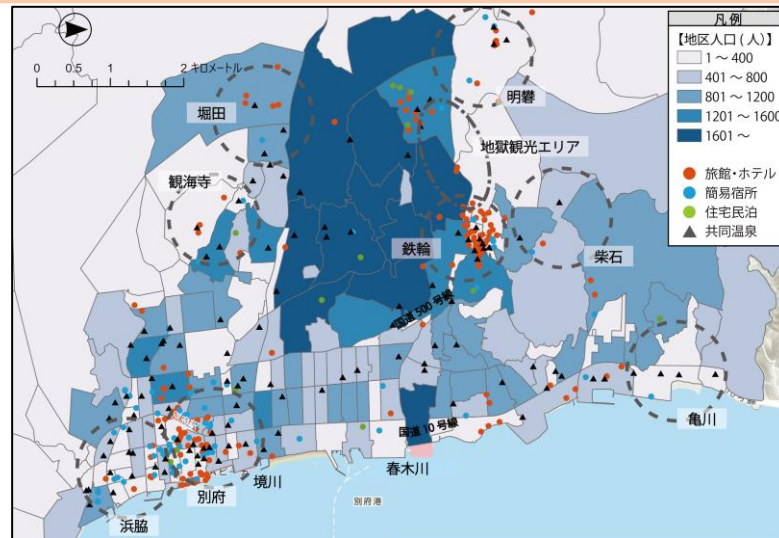
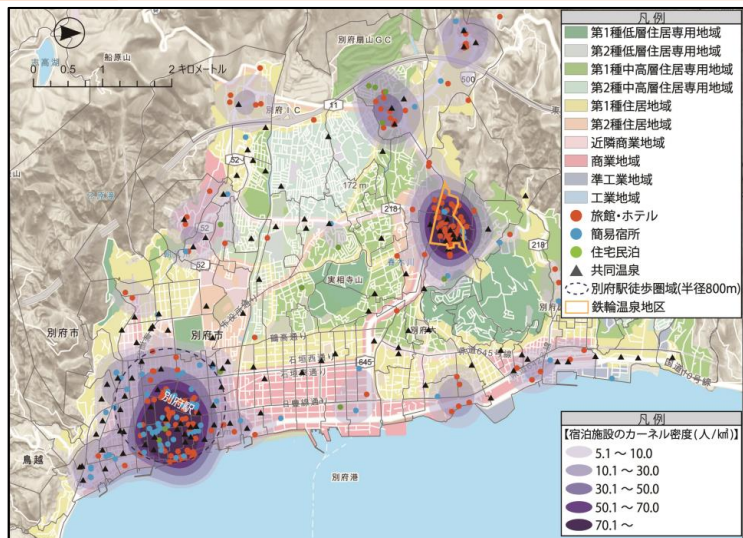


図3 別府市の用途地域と宿泊施設のカーネル密度

図4 別府市の地区人口

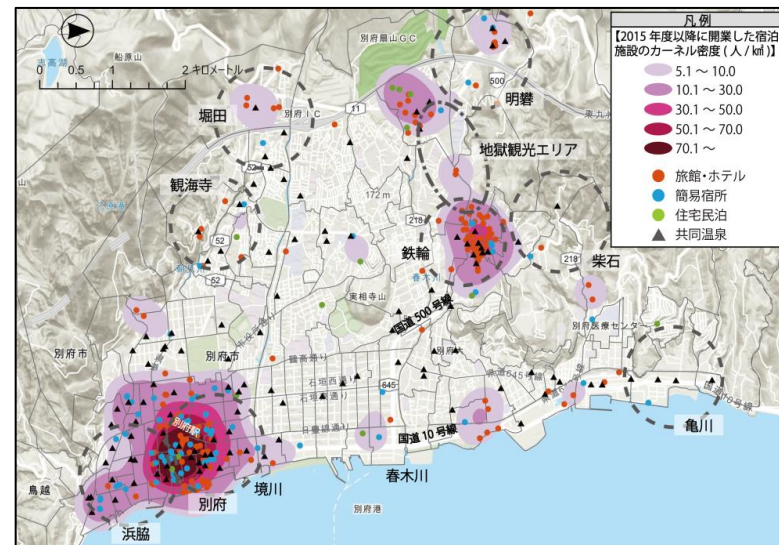
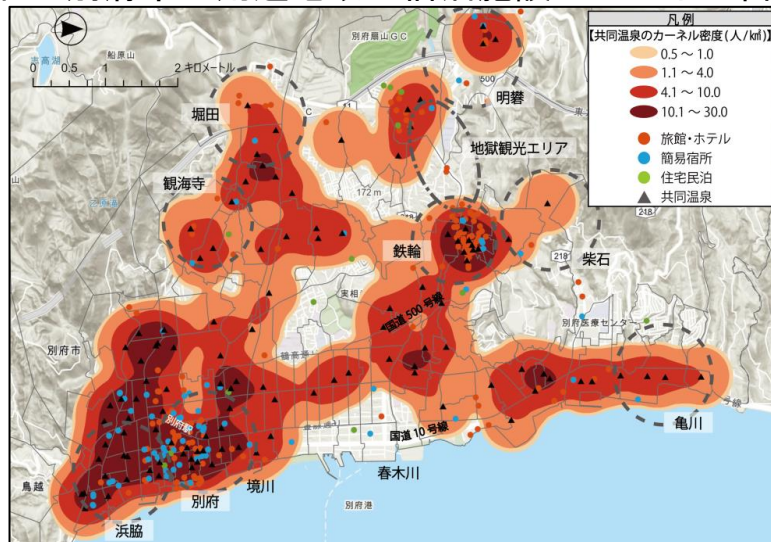


図5 別府市の共同温泉のカーネル密度

図6 2015年度以降に開業した宿泊施設のカーネル密度

4. 宿泊施設種別ごとの規制のあり方と区域設定

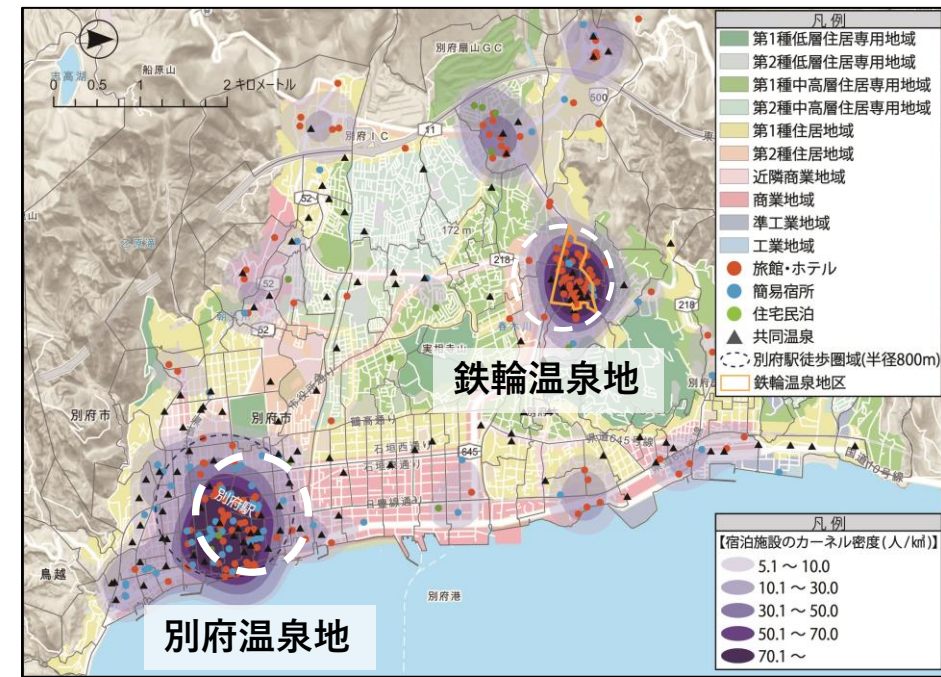


図3 別府市の用途地域と宿泊施設のカーネル密度

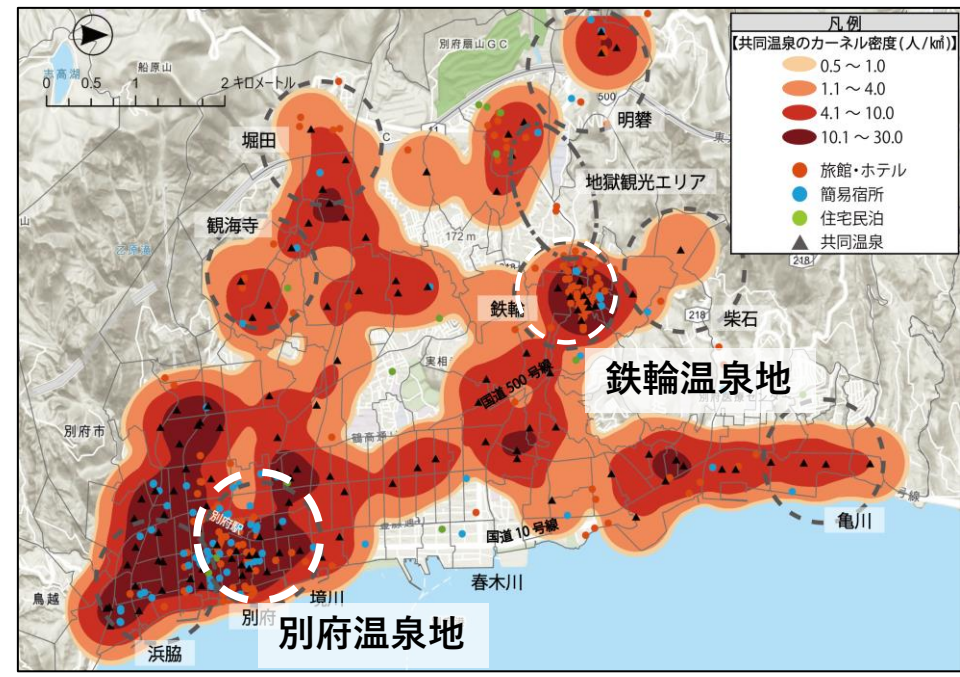


図5 別府市の共同温泉のカーネル密度

別府温泉地,鉄輪温泉地

宿泊施設のカーネル密度: 70.1件/km²以上,共同温泉のカーネル密度:10.1件/km²以上

▶ 宿泊施設と共同温泉が集中

4. 宿泊施設種別ごとの規制のあり方と区域設定

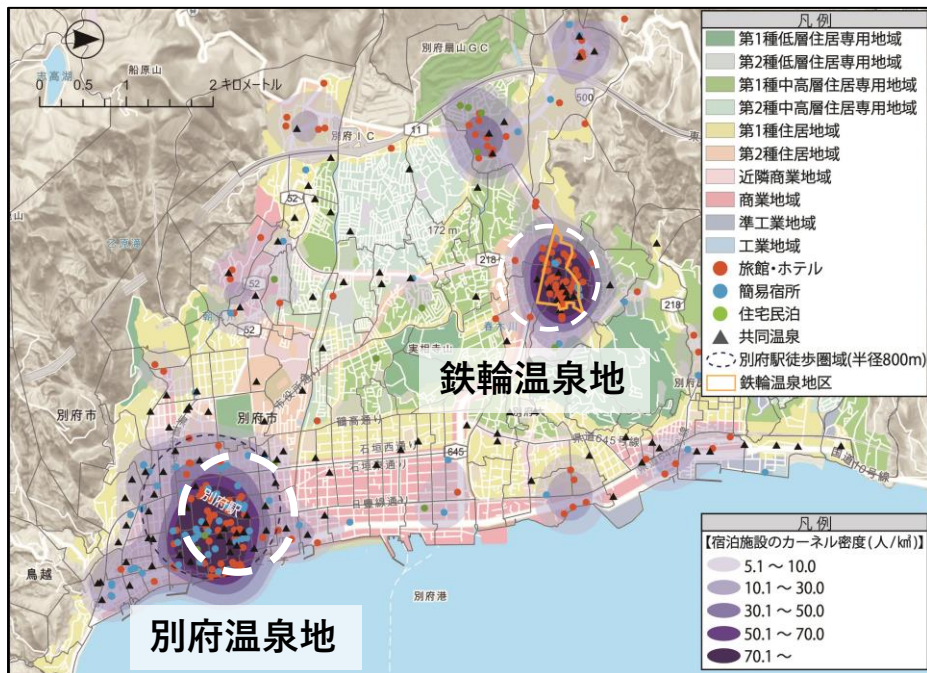


図4 別府市の用途地域と宿泊施設のカーネル密度

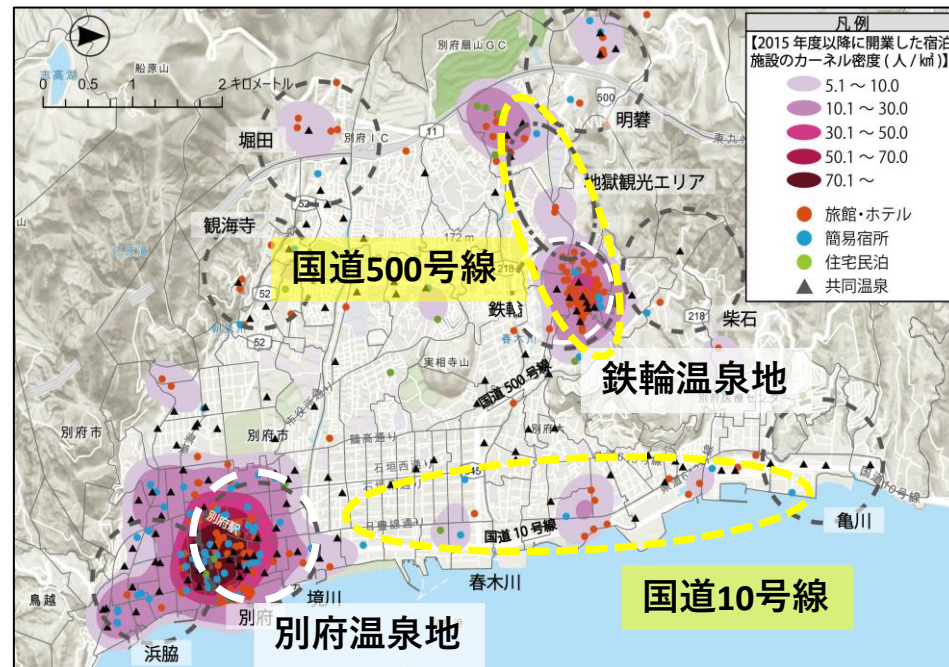


図6 2015年度以降に開業した宿泊施設のカーネル密度

別府温泉地,鉄輪温泉地

宿泊施設のカーネル密度:70.1件/km²以上,共同温泉のカーネル密度:10.1件/km²以上

▶**宿泊施設と共同温泉が集中**

国道500号線,国道10号線沿い

2015年度以降に開業した宿泊施設のカーネル密度:10.1件/km²以上

▶**開発傾向がみられ,宿泊施設の立地の分散化が考えられる**

4. 宿泊施設種別ごとの規制のあり方と区域設定

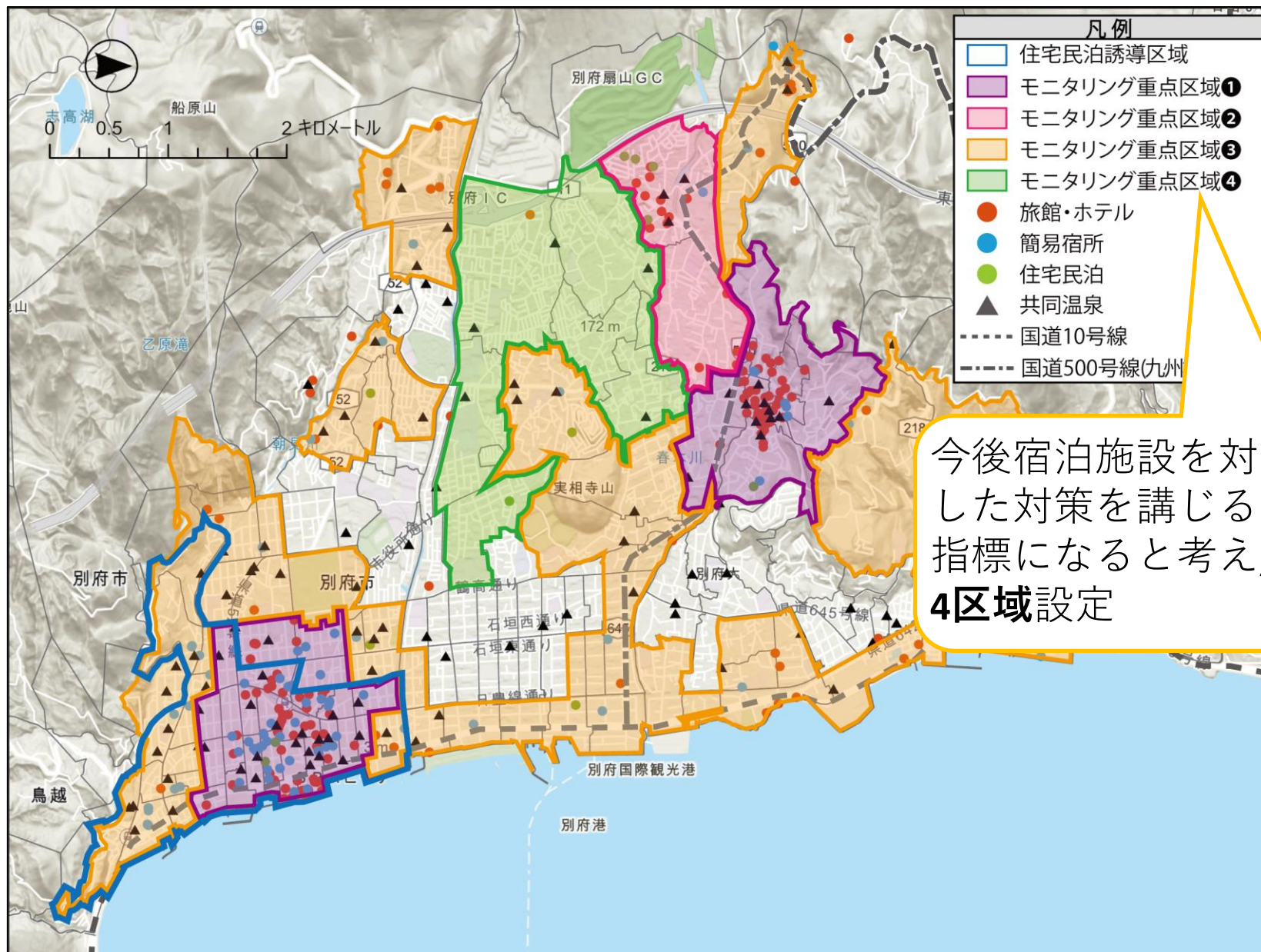
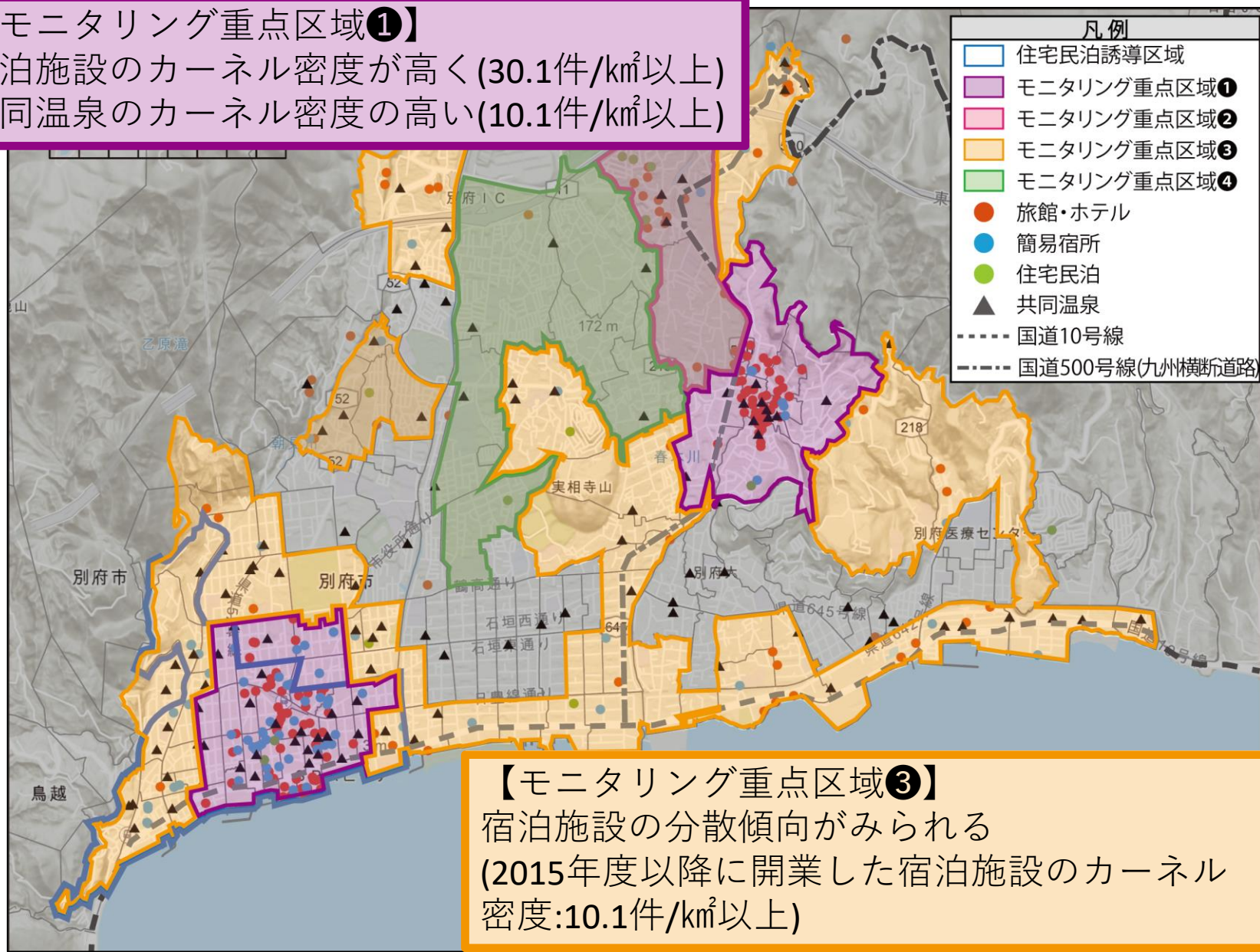


図7 区域設定の提案

4. 宿泊施設種別ごとの規制のあり方と区域設定

【モニタリング重点区域①】

宿泊施設のカーネル密度が高く(30.1件/km²以上)
共同温泉のカーネル密度の高い(10.1件/km²以上)



【モニタリング重点区域③】

宿泊施設の分散傾向がみられる
(2015年度以降に開業した宿泊施設のカーネル
密度:10.1件/km²以上)

図7 区域設定の提案

4. 宿泊施設種別ごとの規制のあり方と区域設定

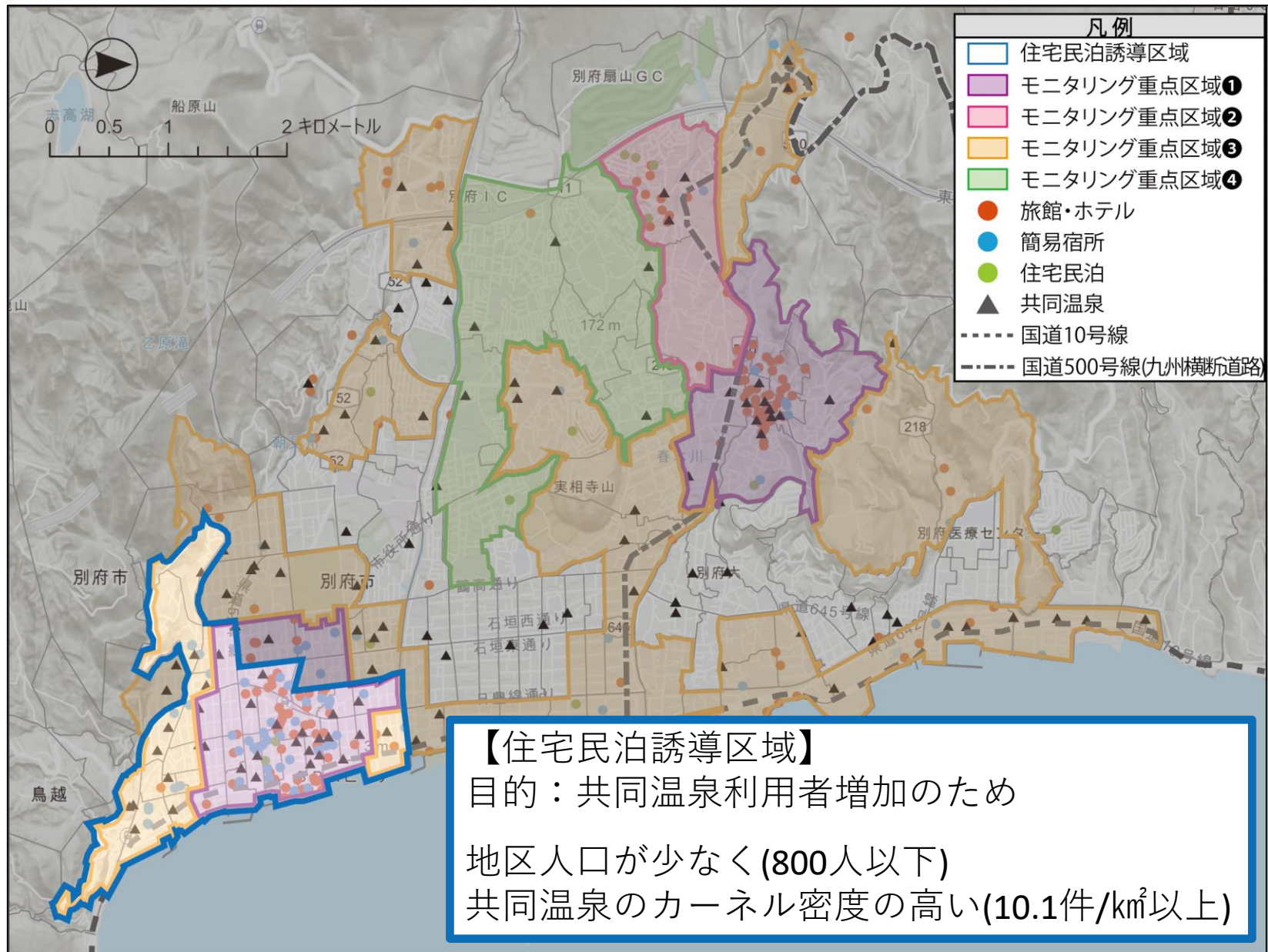


図7 区域設定の提案

5. 総括

持続可能な観光に向けた土地利用マネジメントの要件

取組に応じた適正管理のための**モニタリング調査**や、**専門家が参加した運営体制**の構築が確認できた

規制策は、対策を講じた対象以外への影響が出やすく、それらに備えた制度や体制も検討する必要がある

別府市における持続可能な観光に向けた取組の動向

持続可能な観光地を目指すため、**JSTS-Dを達成することを第一段階とし、第二段階として、観光資源等に合わせた規制や対策が必要**

別府市の土地利用規制のあり方

宿泊施設種別ごとの規制のあり方を検討し、
宿泊施設のカーネル密度等を基に

住宅民泊誘導区域と、宿泊施設モニタリング重点区域(4区域)を導出した

今後の課題

宿泊施設は施設規模によって近隣への影響が異なるため、
宿泊施設の客室数や営業形態に着目した規制等の検討が必要